

議員提出議案第1号

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月19日 提出

提出者	橋本市議会議員	辻本	勉
賛成者	橋本市議会議員	森下	伸吾
〃	橋本市議会議員	岡本	安弘
〃	橋本市議会議員	南出	昌彦
〃	橋本市議会議員	板橋	真弓
〃	橋本市議会議員	高本	勝次

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例

橋本市都市公園条例(平成 18 年橋本市条例第 195 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前								
<p>(有料施設) 第 8 条 公園施設で有料で利用させるもの(以下「有料施設」という。)は、<u>次の表のとおりとする。</u></p>	<p>(有料施設) 第 8 条 公園施設で有料で利用させるもの(以下「有料施設」という。)は、<u>別表第 1 のとおりとする。</u></p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 600 434 624">都市公園名</th> <th data-bbox="443 600 1106 624">有料施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 630 434 767">橋本市運動公園</td> <td data-bbox="443 630 1106 767">前畑・古川記念プール(以下「プール」という。) テニスコート 多目的グラウンド 郷土の森学習体験等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 774 434 839">神野々緑地</td> <td data-bbox="443 774 1106 839">キャンプ場 芝生広場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 845 434 906">住吉運動公園</td> <td data-bbox="443 845 1106 906">多目的広場 テニスコート</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料施設の種類	橋本市運動公園	前畑・古川記念プール(以下「プール」という。) テニスコート 多目的グラウンド 郷土の森学習体験等	神野々緑地	キャンプ場 芝生広場	住吉運動公園	多目的広場 テニスコート	
都市公園名	有料施設の種類								
橋本市運動公園	前畑・古川記念プール(以下「プール」という。) テニスコート 多目的グラウンド 郷土の森学習体験等								
神野々緑地	キャンプ場 芝生広場								
住吉運動公園	多目的広場 テニスコート								
<p>2 略 (使用料) 第 13 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 9 条第 1 項の許可(以下「都市公園の利用の許可」という。)を受けた者は、<u>別表</u>に定める額に、当該額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を使用料として納付しなければならない。ただし、消費税法第 6 条の規定により消費税を課さないこととされているものについては、<u>別表</u>に定める額を使用料として納付しなければならない。</p>	<p>2 略 (使用料) 第 13 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 9 条第 1 項の許可(以下「都市公園の利用の許可」という。)を受けた者は、<u>別表第 2</u>に定める額に、当該額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を使用料として納付しなければならない。ただし、消費税法第 6 条の規定により消費税を課さないこととされているものについては、<u>別表第 2</u>に定める額を使用料として納付しなければならない。</p>								
<p>2 <u>別表の 4(1)に規定するプールの回数券</u>(小人 1 人につき 6 回分とし、大人は当該回数券 2 回分で 1 回利用できるものとする。)の料金は、前項に規定するプールの小人 1 人につき 1 回分の使用料に 5 を乗じた額と</p>	<p>2 <u>別表第 2 の 4(1)に規定する橋本市運動公園のプール(以下「プール」という。)</u>の回数券(小人 1 人につき 6 回分とし、大人は当該回数券 2 回分で 1 回利用できるものとする。)の料金は、前項に規定するプールの</p>								

<p>する。</p> <p>3 略</p>	<p>小人 1 人につき 1 回分の使用料に 5 を乗じた額とする。</p> <p>3 略</p>
-----------------------	---

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部改正)
- 2 橋本市児童遊園設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 196 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的外利用の許可)</p> <p>第 3 条の 2 児童遊園を第 1 条に定める目的以外に利用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。この場合における使用料の額は、橋本市都市公園条例(平成 18 年橋本市条例第 195 号)第 13 条及び別表の 1 から 3 までの規定を準用するものとする。</p>	<p>(目的外利用の許可)</p> <p>第 3 条の 2 児童遊園を第 1 条に定める目的以外に利用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。この場合における使用料の額は、橋本市都市公園条例(平成 18 年橋本市条例第 195 号)第 13 条及び別表第 2 の 1 から 3 までの規定を準用するものとする。</p>